

『震災で被害を受け、復興・復旧をするための資金を調達したい』

被災した中小企業向けの融資制度 (みやぎ中小企業復興特別資金)

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障を来している県内中小企業者の本格的な復興・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を創設しています。

対象となる方

東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 直接被害:施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等(東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)の交付を受けた方
 - (2) 間接被害:震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方
- ※令和3年4月1日より、新規融資の申込の対象となる区域が原則として沿岸市町に限られています。

融資条件

- 資金使途 運転資金・設備資金
- 融資限度額 8,000万円
- 償還期間 15年以内(うち据置期間3年以内)
- 利率 固定 年1.50%
- 保証人・担保 保証人:原則として法人代表者以外不要、
担保:担保は必要に応じて徴求
- 信用保証料 年0.5%

取扱期間

令和8年3月31日(融資実行分)まで

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

電話:022-211-2744